

募集要項

吹田市公式 Instagram によるハッシュタグキャンペーン

1 概要

本市公式 Instagram において、「吹田の誇れるところ」を募集します。

生活する中で身の回りにあふれている、さまざまな誇りを共有することで、吹田市をより好きになれるキャンペーンです。

2 募集テーマ

「吹田の誇れるところ」に加えて、毎月テーマを設けます。

テーマは、市公式 Instagram 及び市ホームページにて発表します。

※毎月のテーマと異なっても、「吹田の誇れるところ」であれば応募ができます。

3 募集作品の要件

(1) 吹田市内で、2024 年 1 月以降に撮影したものに限りします。

(2) 応募者自身が撮影し、著作権を有しているものに限りします。他者の作品の投稿は無効となります。

(3) 写真は一作品につき一枚です。組写真は対象外ですが、多重露光等の撮影技術を用い複数枚に見える写真は応募ができます。

(4) 写真データのサイズは 2970×4200 ピクセル程度以上を推奨します。また、Instagram に投稿した写真の元データの保管もお願いします。

4 応募資格

日本国内に在住する人で市内・市外在住問わずどなたでも応募可能です。

※18 歳未満の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。18 歳未満の方が応募された場合は、保護者の同意を得た上で応募されたものとみなします。

※非公開アカウントは審査の対象になりません。

5 応募方法

(1) Instagram の公式アプリをダウンロードする

(2) 吹田市公式アカウント (@suitablecity) をフォローする

(3) 吹田市内で写真を撮影する

(4) 写真に、以下のハッシュタグ 2 点を付けて投稿する

ア「#suitablecity」

イ「#誇れよ吹田」

※過去にインスタグラムで投稿した写真でも応募ができます。(2024 年 1 月以降に撮影したものに限りします。)

※募集期間内であれば、1 人何回でも応募ができます。

※募集期間中に Instagram アカウントを非公開設定している場合は、応募が無効になります。また、応募者のアカウントは、入賞発表及び優秀3賞発表の際に発表します。

※可能な範囲で、撮影場所・時期が分かるような文言を添えてください。

6 審査

(1) 入賞

毎月1作品の計12作品を選考します。

ア 選考基準

市公式 Instagram でリポストにて紹介した写真の中から、リポスト投稿のいいね数が1番多いもの

※権利物の関係等により、繰り上がる可能性があります。

イ リポスト基準

テーマ性…テーマ「吹田の誇れるところ」に沿っているか

※加えて毎月のテーマにあったものは優先して紹介します。

ウ 入賞作品の紹介方法

3か月毎に1回、入賞作品3作品を、市公式 Instagram、市報すいた、市ホームページにて紹介します。

(2) 優秀3賞

年間を通した優秀3賞を各1作品選考します。

ア 選考基準

a 総合いいね賞

募集期間内に市公式 Instagram でリポストにて紹介した写真の中から、リポスト投稿のいいね数が1番多いもの。

b すいたん賞

募集期間内に投稿された写真の中から、吹田市イメージキャラクターすいたんが喜びそうなもの。

c シティプロモーション賞

募集期間内に投稿された写真の中から、

① テーマ性…テーマ「吹田の誇れるところ」に沿っているか。

② 独創性…撮影場所、被写体など独自に工夫されたものであるか。

イ 副賞

優秀3賞受賞者には、吹田市グッズ等をお贈りします。

7 スケジュール

(1) 募集期間

令和7年1月1日（水）～令和7年12月31日（水）

(2) 審査

ア 入賞

対象月、翌月の始めの開庁日

イ 優秀3賞

令和8年1月上旬

※優秀3賞は募集期間終了後、吹田市都市魅力部にて審査を行います。

(3) 受賞者への連絡

ア 入賞

対象月、翌月の上旬

イ 優秀3賞

令和8年1月中旬

※受賞者に Instagram のダイレクトメッセージで、作品の使用や連絡先等についてお知らせします。連絡から 7 日経過しても返信がない場合は無効とさせていただきます。

※可能な範囲で、お使いの端末の Instagram の通知設定をオンにしてください。

※受賞者から写真使用不可の連絡があった場合、もしくは、7 日以内に返信がなく無効になった場合には、再度選考します。

※選考後、権利者の関係等により無効になる場合がありますのでご了承ください。

(4) 結果発表

ア 入賞

令和7年1月～3月 令和7年4月下旬

令和7年4月～6月 令和7年7月下旬

令和7年7月～9月 令和7年10月下旬

令和7年10月～12月 令和8年1月下旬

イ 優秀3賞

令和8年2月下旬

※発表は、市公式 Instagram、市報すいた、市ホームページ等で行います。

※アカウント名も発表します。

8 投稿作品の二次使用

応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、使用权は吹田市に帰属し、応募作品は市の PR のために様々な媒体に使用場合があります。

また、使用する際は応募者からの承諾をいただくことなく、無償で複製、加工、編集、二次的著作物の作成、SNS、ホームページ等に利用場合があります。二次使用を承諾いただける方のみ、ご応募ください。

9 募集作品に関する注意事項

(1) 権利関係について

- ア 応募作品について、被写体に人物が含まれている場合は、事前に承諾を得るなど、肖像権の侵害等が生じないように応募者の責任においてご確認ください。
- イ 応募作品について、第三者の肖像権、著作権等の侵害が認められた場合は、吹田市はそれに関するトラブルの責任を一切負いません。また、そのような作品の応募が判明した場合は、応募は無効になります。
- ウ 応募作品及び応募に起因した第三者との間に紛争などが生じた場合には応募者の責任において当該紛争などを解決するものとし、吹田市に対し一切の不利益を及ぼさないものとします。

(2) 応募を無効とする作品について

※次のいずれかに該当する作品は審査対象外となります。

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 違法行為を助長するもの
- エ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- オ 吹田市又は第三者の知的所有権又は肖像権を侵害するもの
- カ 吹田市行政の円滑な運営に支障をきたすもの
- キ 政治及び宗教活動を目的とするもの
- ク 宣伝、勧誘など、営利活動を目的とするもの
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、見る人を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- コ わいせつ性の高い表現など、社会的に不適切なもの
- サ 暴力団員又は暴力団密接関係者が応募した作品
- シ 他のコンテストなどに応募されているもの
- ス 雑誌・写真集に掲載された作品
- セ 合成画像など画像データを加工したもの
※「加工」とは加筆・削除といった画像処理を指します。色や明るさ、サイズの調整等は「加工」に含みません。
- ソ 非公開アカウントからの投稿
- タ ハッシュタグ「# suitablecity」がない投稿
- チ ハッシュタグ「# 誇れよ吹田」がない投稿

10 その他

(1) 応募について

- ア 応募者は、当キャンペーンへの応募にあたり、本要項に同意したものとみなします。また、吹田市の運営方法に異議を申し立てないものとします。
- イ 応募に伴い発生した費用は応募者の負担となります。
- ウ 応募作品のデータ送信中の事故又はデータ破損について、吹田市は一切の責任を負いません。
- エ 副賞発送の都合上、応募者は日本国内にお住まいの方に限ります。

(2) 受賞について

- ア 受賞作品や受賞理由等に関するお問い合わせにはお答えいたしかねます。
- イ 受賞者の権利を他の人へ譲渡することはできません。

(3) その他

- ア 当キャンペーンは、吹田市が主催しています。Instagram は当キャンペーンの後援、承認、運営を一切行っておらず、Instagram とは一切関係がありません。また、当キャンペーンの参加及び賞品に関して、Instagram は一切の関与をせず、応募者はそのことに同意したものとみなされます。
- イ 当キャンペーンは、やむを得ない事情等により中止、または賞品内容等が変更となる場合があります。
- ウ 受賞者の個人情報は、副賞の発送等、当キャンペーンに関するもののみに利用し、第三者に開示・提供することはありません。